

告 示

埼玉県告示第二百七十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、令和四年埼玉県告示第三百五十四号で告示した所沢都市計画道路事業（所沢市施行）の事業計画の変更を認可したので、同法第六十三条第二項において準用する同法第六十条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和五年三月十四日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 事業施行期間

変更なし

二 変更に係る事業地

イ 収用の部分

変更なし

ロ 使用の部分

所沢市大字久米下原、東住吉地内